

東かがわ市教育委員会告示第4号

東かがわクラブ種目部会設置要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

東かがわ市教育委員会教育長 松浦 隆夫

東かがわクラブ種目部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわクラブ設置規則（令和4年東かがわ市教育委員会規則第3号）第6条第2項に規定する種目部会について必要な事項を定めるものとする。

(種目部会)

第2条 種目部会は、次の各号に掲げる要件を満たした場合、当該種目ごとに設置する。

- (1) 子どもたちの指導を行うために十分な指導員がいること。
- (2) コーディネーターがいること。
- (3) 学校部活動の受け皿として活動ができること。
- (4) 保護者会を設置すること。

2 種目部会は、種目ごとに具体的な活動計画を策定し、運営委員会の承認を得て、その実施にあたるものとする。

(活動費)

第3条 活動を行うために必要な経費については、各種目部会において集金する。

2 各種目部会の会計については、毎年度末に会計報告を行うものとする。

(種目別運営規程)

第4条 各種目部会において、運営規程を定めなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。